**平成２５年（フ）第１８８号**
福岡市東区馬出５丁目34番28―706号
債務者　案浦さおり
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１９６号**
福岡市東区箱崎４丁目25番10―306号
債務者　山崎　一久
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２０１号**
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西５丁目６番12号
債務者　高口麻衣子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２０６号**
福岡県太宰府市国分１丁目20番10号
債務者　木原　誠郎
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２０７号**
福岡県朝倉市甘木2215番地42
債務者　中原　結花
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２１１号**
福岡市博多区堅粕４丁目20番21―101号
債務者　濱崎　龍児
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２１３号**
福岡県春日市弥生１丁目１番地若草住宅414号
債務者　武澤　智文
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２１９号**
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目２番17―1105号
債務者　松尾　律子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第７０号**
沖縄県南城市玉城字船越777番地
債務者　前川ミツ子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第８号**
茨城県守谷市本町4243番地の１　バレリアンⅠ―102号室、前住所茨城県古河市常盤町８番15号　サンクレイドル古河607号室
債務者　柴田　春久
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２５年（フ）第１４号**
茨城県守谷市大柏626番地の１
債務者　廣瀬　健児
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２５年（フ）第９８号**
熊本市北区武蔵ヶ丘２丁目５番28号
債務者　安井　万貴
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第１３１号**
熊本市西区島崎５丁目23番50―３号
債務者　大坪　明美
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第１号**
大分市明野高尾４丁目９番地の１
債務者　吉野　孝義
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第４号**
長野市中御所１丁目28番４―503号
債務者　松本富士子（旧姓武田・昕）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１８号**
岐阜県本巣市政田1154番地１ミーツハオスⅢ棟203号
債務者　加藤　尋幸
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第１９号**
岐阜県本巣市政田1154番地１ミーツハオスⅢ棟203号
債務者　加藤　桃香（旧姓垣津）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第４２号**
岐阜市長住町１丁目21番地ノーブルタウニー吉田３Ｃ号室
債務者　虫賀　早苗（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
岐阜地方裁判所